

高知県離島振興計画(案)(令和5年度～令和14年度)に  
 対する国の事前確認に係る意見への対応

| No | 該当項目    | 修正前  | 修正後  |
|----|---------|------|--|
| 1  | I-2     | (追記) | <p>I はじめに<br/>                     2 離島の振興に関する目標</p> <p>本計画に沿った取組を推進する中で、沖の島地域の島民生活を支えながら、島民が安心して生活できる環境づくりをはじめ、交流人口の拡大や地域の担い手となる移住者の受け入れを推進し、離島人口の社会減少率を可能な限り抑制していくことを目標とする。</p>  |
| 2  | IV-16   | (追記) | <p>IV 各分野に関する事項<br/>                     16 計画の達成状況の評価</p> <p>離島振興計画に基づいて実施した施策や離島振興対策実施地域の現況等を把握し、県及び市が連携・協力して必要な支援を行います。</p>   |
| 3  | V-4-(2) | (追記) | <p>V 産業振興促進事項<br/>                     4 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容<br/>                     (2)関係自治体、事業者等との適切な役割分担及び連携に関する事項</p> <p><b>【宿毛市】</b><br/>                     経営の安定化、合理化や近代化、地元において起業意欲のある人材の発掘・育成を支援するため、租税特別措置の活用促進、不均一課税などの制度活用に努めていきます。<br/>                     雇用情勢が厳しい離島地域における雇用創造、産業振興等の取組等を推進し、雇用機会の確保に努めます。</p> |

| No | 該当項目 | 修正前  | 修正後  |
|----|------|------|--|
|    |      |      | <p>また、離島の持つ地理的な特性から発生する輸送コスト高など、産業振興を妨げる要因に対しては、国の事業の導入などによりその低減を図ります。</p> <p>さらに、離島での就業を促進するため、本土を拠点としている海洋レジャー産業との連携による島内産業の振興や、恵まれた地域資源を活かした新たな商品開発の取組、また人材の育成などについて支援を行い、島内産業の振興と産業おこしを推進し、就業機会の創出を目指します。</p> <p><b>【高知県】</b><br/> 設備投資・雇用促進・産業育成のため、製造業や情報通信業、試験研究施設等の土地の取得等設備投資をする場合に対する補助制度により産業振興を支援します。<br/> また、産業振興のための人材育成の取組として、ビジネスの基礎から応用・実践力まで身につけることのできる研修を実施します。</p> <p><b>【その他】</b><br/> 観光については、宿毛市観光協会、沖の島観光協会がPR活動の推進等の取組を行います。</p> |
| 4  | V-6  | (追記) | <p>V 産業振興促進事項<br/> 6 評価に関する事項</p> <p>目標の達成状況について、必要に応じ、計画開始から5年後に中間評価、計画終了時に最終評価を実施します。</p>  |